

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第3号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第78条関係）</p> <p>建設工事請負基準約款 （下請負人の社会保険等加入義務等）</p> <p>第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人</u>とすることができる。</p> <p>(1) <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人</u> <u>次のいずれにも該当する場合</u> ア <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u> イ <u>発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる下請負人以外の下請負人</u> 次のいずれかに該当する場合 ア <u>当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p>	<p>別記（第78条関係）</p> <p>建設工事請負基準約款 （<u>受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等</u>）</p> <p>第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方</u>としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を
求める通知をした日から30日(発注者が、
受注者において確認書類を当該期間内に提
出することができない相当の理由があると
認め、当該期間を延長したときは、その延
長後の期間)以内に、受注者が当該確認書
類を発注者に提出した場合

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。